

## 消防団員の補償制度

消防団員は、いざ災害が発生すれば身体の危険に晒される現場活動を強いられます。消防団員がこうした危険な作業を後顧の憂いなく実施するためには、災害に対して補償する制度の充実が必要です。

そこで、小美玉市では次のような補償制度を定めています。

### 1. 消防団員等公務災害補償制度

消防組織法では、消防団員が公務により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合（公務による負傷又は疾病により死亡し、又は障害の状態となった場合を含む。）は、市町村はその消防団員又は遺族に対し、損害を補償しなければならないと定めています。

また、民間協力者（消防団員を除く）が消防作業に従事したことによって受けた損害についても、市町村が補償しなければならないと消防法により定められています。補償の内容は消防団員の公務災害補償とほぼ同様です。

小美玉市では、これらの法令に基づく補償の実施に関し、茨城県市町村総合事務組合と契約を締結し、万一多額の補償事案が発生した場合においても滞りなく補償できるように体制を整えています。

ここで、注意が必要なこととして、消防団員又は民間協力者が受けた損害を公務災害として認定するのは茨城県市町村総合事務組合です。したがって、組合による認定があってはじめて補償が実施されることとなります。

なお、公務災害補償制度の種類は以下のとおりです。ただし、補償の受給には細部にわたる要件を満たしていることが必要です。詳しくは消防本部総務課地域消防係までお問い合わせ願います。

#### 療養補償

消防団員が公務により負傷し、又は疾病にかかった場合において、その治療に要する実費を補償します。

#### 休業補償

消防団員が公務による傷病の療養のために勤務その他の業務に従事することができなくなったことにより給与等の収入が得られなくなった場合において、基準に定める範囲においてその失われた所得を補償します。

#### 傷病補償年金

療養開始後1年6月経過後において傷病による障害の程度が基準を満たした場合に支給されます。

#### 障害補償

身体に一定の障害を残して傷病が治癒したとき、その障害の程度が基準を満たした場合に補償します。

#### 介護補償

傷病補償年金又は障害補償受給権者で一定の障害により介護を受ける必要が生じた場合において、その損害を補てんする制度です。

#### 遺族補償

消防団員が公務により死亡した場合において、死亡した消防団員に扶養されていた遺族に対して損害を補償します。

#### 葬祭補償

消防団員の公務による死亡に伴う葬祭費用を補てんする制度です。

#### 未支給の損害補償

補償の受給権者が死亡した場合において、支給すべき補償で未だ支給されていなかったものがあるときに、受給権のある他の遺族に支給する制度です。

## 2．消防団員公務災害補償制度に係る福祉事業

消防組織法では、市町村は消防団員等の公務災害補償の実施について義務を負うと共に、消防団員の災害補償について必要な福祉事業を行うよう努めなければならないとしています。

この法令に基づき、福祉事業を前述の消防団員公務災害補償の付加的給付として行います。

なお、この福祉事業は消防団員及びその遺族のみが対象となり、民間協力者については対象となりません。

## 3．自動車等損害見舞金

消防団員が災害発生等により緊急に自動車等に出動した場合における往復途上又は駐車中に生じた損害に対して見舞金を支給する制度です。修理費30,000円以上の場合に限り、100,000円を上限として修理費に応じて支給されます。

## 4．消防賞じゅつ金

消防職員及び消防団員が消防業務に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのために死亡し、または一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

## 5. 消防団員福祉共済制度

小美玉市では、前述の消防団員等公務災害補償制度とは別に、日本消防協会の消防団員福祉共済制度に加入しています。これは、消防団員が死亡し、又は一定以上の障害の状態となったときに援護金又は見舞金を支給する制度です。また、この制度の特徴として、公務外においても援護金・見舞金が支給される点が挙げられます。（公務と公務外とでは支給される金額が異なります。）

例えば、消防団員が公務外の傷病で15日以上入院した場合、120日を上限として入院1日につき1,500円の見舞金が支給されます。

なお、この消防団員福祉共済制度は消防団員とその遺族のみが対象となります。

## 6. 小美玉市消防団互助会事業（平成22年4月1日より）

小美玉市消防団員を会員とし、会員とその家族の相互共済を図ることを目的に設置する会で、会費として消防団員報酬の3パーセントに相当する金額をお支払いいただきます。これを原資として、下記の給付事業を実施します。

なお、消防団統合前（平成22年3月31日まで）は、各消防団の互助会が給付事業を実施します。（支給条件及び金額は各消防団により異なります。）

種 類	適 用	金 額	備 考
香 料	会員殉職	20,000円	
	会員又は配偶者	10,000円	
	会員の父母又は子	5,000円	
	その他同居親族	3,000円	
略式花輪代	会員又は配偶者	10,000円	
	会員の父母又は子	5,000円	
新盆供物料	会員殉職	3,000円	
入院見舞金	1週間以上入院	10,000円	同一傷病で1年以内に再度入院したときは支給しない。
災害見舞金	自宅半焼半壊以上	10,000円	